

10月号



今月の特集 消防訓練



北海道胆振地方を震源とする地震で被災された皆様には心よりお見舞い申し上げます。札幌市東区では、震度6弱を観測し停電・断水・道路が陥没する等被害はあったものの、幸い海事協の施設に大きな被害はなく、集合講習中の技能実習生も全員無事でした。これから日本で生活する実習生達にとっては、貴重な経験になったと思われます。



震災直後に、避難訓練及び消防訓練を行いました。

実習生が集合講習の最中に、非常ベルを鳴らし館内アナウンスで火事を伝え、速やかに建物の外に逃げる訓練を実施しました。毎年実施している訓練でしたが、今回の地震を体験した実習生達は、自分の身近で災害が起こる可能性があるという緊張感を持って、とても真剣な眼差しで訓練に臨みました。



◆佐藤職員によるレクチャー

屋外に避難した後は、会社毎に点呼を行い、全員の安否を確認し消火器を使用した訓練を実施。

慣れない環境下でも全員がスムーズに行動することができました。訓練では、消火剤の代わりに水を入れた消火器を使い、火元に向けて噴射します。いざという時に冷静に対処することができるよう、こうした訓練を毎年実施しています。



▲実際に消火器を使用した訓練の様子。
火元を消火出来るようしっかり練習します。



技能実習計画との齟齬は違反行為！

齟齬（そご）とは？

齟齬（そご）という言葉は聞き慣れなく難しい単語ですが、物事が食い違って、意図した通りに進まないという意味です。

技能実習計画との齟齬として具体的にどのようなこと該当するのでしょうか？

申請した技能実習計画と比較して

- ①実際の技能実習内容（作業内容）が違う
- ②技能実習場所が違う
- ③技能実習時間が多い、少ない
- ④使用する原料・機械・器具が違う
- ⑤技能実習指導員が違う

等が挙げられます！

中には技能実習計画との齟齬に対し

- ①状況に応じて技能実習内容も変わるのは仕方がない。
- ②追加した工場は同じ敷地内にあるので特段問題ない。
- ③忙しいから（暇だから）仕方がない。
- ④使う原料や器具が変わることぐらい大した問題ではない。
- ⑤指導員は辞めてしまった。

と甘く考えてはいませんか？



技能実習計画との齟齬があると…

実習実施者が認定計画に従って技能実習を行わせていない場合には、技能実習計画が取り消される原因となります（技能実習法16条1項）。技能実習計画が取り消された場合には、欠格事由（同法10条6号、7号）に該当し、今いる技能実習生も含めて5年間は一切技能実習生の受け入れができなくなります。そのため、技能実習計画との齟齬があったときは極めて深刻な事態につながる可能性が大きいと言えます。

技能実習計画を策定するのはあくまでも「実習実施者」です。
策定した技能実習計画に責任を持って計画内容を十分に把握して下さい。



技能実習計画に変更があった場合は、些細なことでも変更届を提出して下さい。
「大した変更ではないので届出しなかった」と勝手に判断し、後になって大問題になる発展するケースもあります。
変更事項があった場合は速やかに海事協まで連絡して下さい。



外国送金取引に関して

昨今、地方銀行がマネーロンダリング(資金洗浄)やテロ資金供与防止対策として、現金の持ち込みによる海外送金の停止や、外国送金を行う際に、送金内容の説明や原資を説明できる資料の提示が求められるケースが増えおり、従来よりも外国送金を行う基準が厳しくなっています。

北海道銀行から提示された内容を一部ご紹介します

外国送金をご希望されるお客様の場合

- ①お取引の内容や原資を確認できる資料等をご提示いただき、取引内容の詳細を確認させていただく場合がございます。

【提示をお願いする資料の例】

実習生が該当すると思われる項目

| 送金目的 | ご提示をお願いする資料 |
|--------------------|---|
| 貿易全般 | 請求書(INVOICE) 船荷証券(BILL OF LADING) 原産地証明書(CERTIFICATE OF ORIGIN) 輸入許可通知書、輸出許可通知書 等 ※貿易の場合、商品の原産地(国名)、船積地域(都市名)、仕向地(国名) (仲介貿易代金の場合のみ)等をご申告いただくとともに、資料で確認させていただく場合がございます。 |
| 生活費 | お受取人との関係を確認できる資料 等 |
| 学 費 | 授業料の請求書や入学・在学の状況を確認できる資料 等 |
| 医療費 | 医療費の請求書や入院・通院等の状況を確認できる資料 等 |
| 宿泊費、渡航費 | ホテルの請求書や旅行等の行程を確認できる資料 等 |
| 投 資 | 投資を行うのに当たっての契約書 等 ※仮想通貨、ギャンブル関連の送金はお取扱できません。 |
| 不動産購入 | 売買契約書 等 |
| ご自身の外国銀行 口座への振込 | 振込先の通帳や口座の内容を確認できる資料 等 |

- ②送金代り金はお客様ご本人名義のお口座からのお引き落としとさせていただきます。ただし、ご本人名義のお口座であっても次の場合は原則、お取扱いできませんのでご了承ください。

【お取扱できない場合】

- ・開設後6ヶ月未満のお口座の場合
- ・ご送金の原資が1週間以内に現金や他金融機関からの振込でご入金された場合 等



上記の内容は北海道銀行から提示されたものです。
別添にて、中国語・ベトナム語へ翻訳した資料も同封致します。

(注)他の金融機関では異なる可能性がございますのでご了承ください。
送金前にご利用の金融機関に直接ご確認ください。



法律事務所だより

地震のあとに

9月6日未明、最大震度7を観測した北海道胆振東部地震が発生しました。被災された皆様には心よりお見舞い申し上げます。

災害は忘れた頃にやって来るといいますが、最近では忘れるどころか爪痕が生々しく残っているうちに、さらに大きな災害がどこかで起きているように感じます。

今回の地震後には全道で停電が発生し、市民生活や企業経営にも影響が生じました。

地震による直接・間接の被害によって経営に影響を受けた道内の中小企業を対象とした各種融資制度が設けられています。北海道の各振興局商工労働観光課、各商工会議所等には中小企業向け融資制度についての相談窓口が設置されています。

SNS全盛時代を反映し、震災直後から様々な情報が飛び交いました。中には誤った情報が拡散した例もあったようです。震災を悪用した詐欺や、点検商法、便乗商法など消費者トラブルにもご注意願います。情報の信頼性を見極め、冷静に対応する必要があります。

地震に関連し、ご不明な点がありましたらご相談ください。



あお葉法律事務所
弁護士 伊藤 紗子

